

## 土地区画整理事業地区内における住民票の表示方法について

流山市では、住所の表示を分かりやすくするため、土地区画整理事業地区内では、住民票に記載する住所として、底地番に加え地区名及び街区画地番号を表示することとしていますので、ご承知おきください。

### 表示例



### 建築行為等の制限

事業を円滑に進めるため、建築行為等の制限があります。土地区画整理事業の施行の障害となる恐れがある、建築物の新築、改築、増築、または移動の容易でない物件の設置、堆積あるいは切土、盛土等をする場合は、知事の許可（土地区画整理法第76条申請）が必要ですので「行為許可申請書」を提出してください。なお、申請に際しては事前にご相談くださるようお願いいたします。  
(問い合わせ先：換地課)

### 権利の変動届

地区内の土地について売買・相続等により所有権の移転をした場合は、土地登記簿謄本(写し)を添付して、「権利変動届」を提出してください。また、借地権等の権利に変動が生じた場合にも届出をしてください。  
(問い合わせ先：換地課)

※「行為許可申請書」及び「権利変動届」は、千葉県ホームページ内の流山区画整理事務所のページ(下記参照)に掲載しています。

### 問い合わせ先

土地区画整理事業について、ご不明な点等がございましたら、お気軽にご相談ください。  
※権利者以外の方からのお問い合わせについては、個人情報保護のため、委任状の提示をお願いしています。

#### 千葉県流山区画整理事務所

〒270-0163 流山市南流山1丁目13番地  
E-mail:nagareku02@pref.chiba.lg.jp

TEL 管理移転課直通 04-7150-4502  
換地課直通(運動公園) -4504  
工務課直通(運動公園) -4508

FAX 04-7150-4506

土地区画整理事業についての説明は、

千葉県国土整備部  
流山区画整理事務所 <https://www.pref.chiba.lg.jp/cs-nagare-k/index.html>  
都市整備局市街地整備課 <https://www.pref.chiba.lg.jp/tosei/index.html>  
及び 流山市のホームページ <https://www.city.nagareyama.chiba.jp/life/30/227/index.html>  
でもご覧いただけます。

# 運動公園周辺地区 区画整理だより 第41号



発行：千葉県流山区画整理事務所 ☎04-7150-4504

## 本年もよろしくおねがいたします



千葉県流山区画整理事務所  
所長 飯高貞男



立春の候、皆様には益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。  
さて、平成28年度も残すところ後二カ月ほどとなりました。  
本年度は前年度に比べて約1.4倍の予算を確保することができ、12月末までに工事予定の約7割について発注を終え、完成に向けて鋭意整備を進めています。  
また、保留地販売につきましては、市野谷地区を中心に20件、約5,300㎡の契約を結ぶことができ、事業費の確保に努めているところです。  
平成29年度事業につきましては、都市計画道路である新川南流山線、加市野谷線及び中駒木線の開通を目指して、関係地権者の皆様にきめ細やかな説明を行うとともに、流山市の協力を得ながら整備してまいります。また、引き続き2号調整池及びこれに接続する雨水幹線管渠の整備や平成27年3月にお示した「今後の整備の進め方」に沿って宅地整備を進めてまいります。  
今後とも職員一同、事業の進捗に向けて、一層努力してまいりますので、引き続き皆様のご理解ご協力をお願い申し上げます。

## 清算金について

### <清算金とは>

土地区画整理事業における整理前の土地(従前地)と整理後の土地(換地)の価格(位置や面積などを考慮した総合的な評価額)の差は、「清算金」として交付または徴収します。

### 例

従前地と換地をそれぞれ評価し、

- 従前地の評価額>換地の評価額 の場合：土地所有者に清算金の交付となります。
- 従前地の評価額<換地の評価額 の場合：土地所有者から清算金の徴収となります。

### <売買上の注意事項>

清算金の徴収・交付は、換地処分の公告の日に、その土地について所有権を有している方が対象者となり、その後に所有者に変更があった場合でも、対象者は変更しません。

ただし、売買等に際し、当事者間で清算金の徴収または交付の権利義務に関する特約を締結し、当事者双方が施行者に対し、その旨の通知を行って施行者が認めた場合には、当該特約条項が優先されます。